

## 反対株主の株式買取請求権に関する Q&A

Q1 本臨時株主総会で議案に反対すると株式を買い取ってもらえると聞いたのですが、本当ですか？

A1 会社法上、会社が株式交換・会社分割をする場合において、それに反対する株主は、所定の要件・手続を満たすことで、会社に対して自分が保有する株式を「公正な価格」で買い取るよう請求することができます（以下「反対株主の株式買取請求権」といいます）。したがって、本臨時株主総会において株式交換・会社分割に関する議案が可決された場合、株主の皆様は、この反対株主の株式買取請求権を行使することで、ご自身が保有する関西スーパー様の株式を、関西スーパー様に買い取るよう請求することができます。

Q2 私は本臨時株主総会で議決権を行使することができる株主ですが、どのようにすれば反対株主の株式買取請求権を行使することができるようになりますか？

A2 ①本臨時株主総会に先立って第1号議案および第2号議案に反対する旨を会社に通知し、かつ、②本臨時株主総会でそれぞれの議案に対して実際に反対の議決権を行使すれば、「反対株主」となり、反対株主の株式買取請求権を行使することができるようになります。議決権行使書による投票やインターネットによる投票により反対（「否」に○）の議決権行使をすれば、この①②の要件を満たします。反対の議決権を行使するために株主総会に実際に出席する必要はありません。

また、もし、株主総会に実際にご出席されるご予約の株主様は、株主総会の前に別途以下のような書面を関西スーパー様に送付し（その際、本人確認書類（個人の株主様の場合であれば運転免許証、健康保険証などのコピー）を同封していただくこととなるかと存じますが、どのような書類を同封すべきかについては関西スーパー様にお問い合わせください。）、かつ、株主総会当日に議場において第1号議案および第2号議案に反対する旨の議決権行使をすれば、上記①②の要件を満たすこととなります。株主様が株主総会当日に実際に反対の議決権行使をしたことを関西スーパー様に確認していただく具体的な方法については、関西スーパー様にお問い合わせください。

なお、株主総会に実際にご出席される場合における上記①の要件につきましては、株主総会の前に別途以下のような書面を関西スーパー様に送付することを忘れてしまった場合であっても、株主総会が始まる前（開会宣言がなされる前）であれば、会場受付に当該書面を提出することで上記①の要件を充たすことができますし、万一当該書面を持参するのでも忘れてしまった場合には、会場受付において、第1号議案および第2号議案に反対する旨を受付の係員にお伝えください。

株式会社関西スーパーマーケット 御中

住所 \_\_\_\_\_

株主名 \_\_\_\_\_ (印)

### 通知書

私は、貴社の株式を●株保有する株主ですが、2021年10月29日に開催される貴社の臨時株主総会に上程される以下の各議案について、いずれも反対いたしますので、あらかじめ本書をもって通知いたします。

第1号議案 当社（株式会社関西スーパーマーケット）とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件

第2号議案 当社（株式会社関西スーパーマーケット）とKS分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件

以上

**Q3 委任状の中で第1号議案および第2号議案の「否」に○をして返送しましたが、「反対株主」として認められますか？**

A3 Q2のAで述べた議決権行使書による投票やインターネットによる投票の場合とは異なり、委任状の中で第1号議案および第2号議案の「否」に○をして送付しただけでは、それらの議案に反対する旨の通知と取り扱われたい可能性があると考えられ、また、代理人による議決権行使の有無・内容に左右されるおそれがあり、「反対株主」と認められるか確実ではありません。委任状を提出することにより代理人が出席する場合には、別途上記Q2のAに記載した書面を関西スーパー様に事前に送付しておくとともに、確実に代理人による反対の議決権行使がなされることについて関西スーパー様にご確認いただくのが宜しいかと存じます。

**Q4 反対株主の株式買取請求権を行使した場合、いくらで買ってくれるのですか？現在の株価より高い価格になりますか？**

A4 会社法上、買取価格は「公正な価格」と定められています。株式交換等の組織再編がシナジーの発生により企業価値の増加をもたらす場合には、反対株主に対して増加した企業価値の公正な分配も行われるような価格だと解されています。

関西スーパー様は、H20 リテイリング グループとの経営統合に関する開示において、シナジーを考慮しなくても関西スーパー様の一株あたりの理論株価は2,250円を上回り得るとし、この価格を大きく上回るレンジの理論株価を提示されています。それに加え、シナジーがある旨開示されています。これらを前提にすると、「公正な価格」として2,250円を上回る価格が関西スーパー様から提示される（少なくとも以下で述べる協議の場で関西スーパー様から提示される）ことが自然なようにも思われますが、

関西スーパー様がどのように対応されるかは分かりません。また、2021年10月12日に関西スーパー様株主である伊藤忠食品株式会社より関西スーパー様宛に送付したご質問書が公表されており、そのご質問書の中で買取価格に関して「公正な価格はオーケー株式会社様が公開買付価格として提案されている2,250円を下回ることはないという理解でよろしいでしょうか」と質問がなされております。その後、2021年10月15日付けで関西スーパー様が開示された「H20 リテイリング・グループとの経営統合に関するFAQ(第2回)」Q9の回答では、買取価格は「公正な価格」とするという会社法上の定めを説明するに留まっており、買取価格の具体的な価格や算定方法は一切示されていません。

株式交換（第1号議案）に係る株式買取請求権を行使した場合、本年12月中に関西スーパー様と協議し、協議がまとまらない場合には来年1月末までに裁判所に対して価格決定の申立てを行うこととなります。かかる手続の中で価格が決定されます。

**Q5 株主総会で議案が可決された場合、関西スーパー様に対し、買取請求は何日までにを行う必要がありますか？**

A5 株式交換（第1号議案）に係る株式買取請求権の行使は、株式交換の効力発生日の20日前から効力発生日の前日までの間に行う必要がありますので、2021年11月11日から11月30日までの間に関西スーパー様に対して請求する必要があります。具体的な手続については、関西スーパー様または弁護士等にご相談ください。

**Q6 反対の通知をし、実際に反対の議決権行使をし、議案が可決された場合、反対株主の株式買取請求権を行使する義務がありますか？**

A6 そのような義務はありません。株式買取請求権を行使せず、保有し続けることも、市場で売却することも可能です。

**Q7 株主総会で議案が否決された場合にも、反対株主の株式買取請求権は行使できますか？**

A7 その場合には行使できません。議案が否決された場合、弊社は、弊社による一株2,250円の公開買付けについて関西スーパー様に賛同いただけるように真摯に交渉する予定です。

本Q&Aは、反対株主の株式買取請求権を行使することをご検討されている株主様の便宜のために、あくまでご参考としてお示しするものです。当該請求権を行使するための要件・手続につきましては、株主様それぞれの責任においてご確認いただきますようお願いいたします。

その他の詳しい情報は、下記弊社ホームページをご覧ください。

<その他の議決権行使に関するQ&A>

<https://ok-corporation.jp/news/entry-1632.html>

<関西スーパーマーケット株主の皆様へ>

<https://ok-corporation.jp/news/KansaiSupermarketShareholders.html>